



新型コロナウイルス感染症拡大防止経済対策

中小法人・個人事業者のための「一時支援金」募集開始！

新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中堅企業・中小企業その他法人及びフリーランスを含む個人事業者に対して、緊急事態宣言の影響が特に大きい2021年1月から同年3月までの期間における影響を緩和して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える一時支給金を迅速かつ公平に給付するものです。

申請受付期間：2021年3月8日(月)～2021年5月31日(月)

【申請までの流れ】

申請者自身で行う

- ①一時支援金HPへアクセス
一時支援金の申請用HP <http://ichijishienkin.go.jp/>
- ②仮登録(申請ID発番)するボタンを押して、電話番号、メールアドレスを入力し、申請区分を選択し、仮登録する
- ③入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発番され、マイページが作成される

- ④登録確認機関の確認を受ける
書類を準備の上、商工会(他の登録確認機関でも可能)に事前確認を依頼する
※事前にお電話ください。

- ⑤③で作成した「マイページ」で本申請を行う
※申請者自身で申請はできない方は、申請サポート会場をご活用ください。

申請サポート会場：岐阜商工会議所 2F 西側相談室
岐阜市神田町2-2

電話予約 TEL 0120-211-240

web予約 <https://reservation.ichijishienkin.go.jp/area-search-country>

※なお、申請サポート会場につきましては、県内1か所では少なすぎるため、会場増設を要望しております。

「一時支援金」について その2

👉 給付額

= 前年又は前々年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上×3か月

- *給付額上限 中小法人：上限60万円 個人事業者等：上限30万円
- *対象期間 1月～3月
- *対象月 対象期間から任意に選択した月

👉 給付対象について

- *ポイント1 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛の影響を受けた事業者は対象となり得る。
- *ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者。

- 注1： 「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響」とは、緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という。)の飲食店と直接・間接の取引があること、または宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことを指す。
- 注2： 給付要件を満たす事業者であれば業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。
- 注3： 一方、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。なお、宣言地域には、緊急事態宣言が一度発令され、その後解除された地域も含まれます。
- 注4： 飲食店の時短営業または不要不急の外出・移動の自粛以外の理由であれば、売上50%以上減少していても対象外です。
- 注5： 都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支給金と重複受給できません。

👉 マイページにて添付する書類 (PDFファイル等)

- ①確定申告書
2019年及び2020年の確定申告書
- ②売上台帳
2021年の対象月の売上台帳
- ③宣誓・同意書
- ④本人確認書類
※個人事業者等の場合は、運転免許証、マイナンバーカード等
- ⑤通帳

【 お問い合わせ先 】

一時金支援事務局 相談窓口 TEL 0120-211-240
https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

中小企業・小規模事業者等のみなさまへ



パート社員から

どうして私はあの手当をもらえないんですか？

と聞かれた・・・



その待遇の違い、説明できますか？

パート・有期法適用間近！

2021年4月から中小企業でも
正社員と**非正規雇用労働者**の間の
不合理な待遇差は禁止になります！



待遇への納得感が高まれば、
パート・契約社員のやる気も
上がります！



パートタイム・
有期雇用労働法
キャラクター
「パゆうちゃん」

【 お問い合わせ先 】

ぎふ働き方改革推進支援センター TEL 0120 - 226 - 311

📌 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

★第2弾及び第3弾の申請期限が延長されました。

→第2弾(R2年12月18日～R3年1月11日分)

→第3弾(R3年1月12日～R3年2月7日分)

→第4弾(R3年2月8日～R3年3月7日分)

上記の第2弾～第4弾の

提出〆切日：令和3年4月16日(金) 当日消印有効

なお、第2弾及び第3弾の申請には、

「期限内に申請できなかった事情説明書」の添付が必要です。

📌 経営支援

補助金情報：

1) 小規模事業者持続化補助金 → 公募開始

2) 中小企業等事業再構築促進事業補助金 → 4月15日頃公募開始予定

※いずれも、同封のチラシをご参照ください。

📌 商工会人事

【人事異動のお知らせ】

人事異動がありましたのでお知らせします。

● 退職 令和3年3月31日付け
経営指導員 出井隆一郎
でいりゅういちろう

● 着任 令和3年4月1日付け
経営指導員 村瀬 明香
むらせはるか



© dak

商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>